

行政処理施設での処分時にかかる

災害廃棄物の処分手数料を減免します

八戸市では、地震等の災害に伴い発生した廃棄物（ごみ）について、処分手数料を減免する支援措置を実施します。

支援措置を受ける

にあたって ▶▶▶

▼罹災証明書または被害届出証明書の取得

▼災害廃棄物として処分する物の種類や量の把握

事前に準備・確認を
しておきましょう！

1 各証明書取得に関する申請窓口について

被災した内容によって、証明書取得に関する申請窓口が異なります。以下をご確認の上、手続きを進めてください。

○**住家**に関する証明書の申請窓口 市住民税課 TEL：0178-43-9232
TEL：0178-43-2834

○**事業用資産**に関する証明書の申請窓口 市商工課 TEL：0178-43-9242

事業用資産であっても以下に該当する場合は申請窓口が異なります。

○**農業被害**（ビニールハウス等） 市農業生産振興センター TEL：0178-27-9163

○**林業・畜産被害**（畜舎等） 市畜産林政課 TEL：0178-43-9254

○**水産被害**（漁具等） 市水産事務所 TEL：0178-33-2115

2 家庭で発生した災害廃棄物の処理について

普段のごみ出して処理しきれない災害廃棄物は、
以下の方法のいずれかで処分できます。

災害ごみも
可燃物と不燃物に
きちんと分別！

①市清掃事務所に連絡し、収集してもらう方法

収集を希望する旨を電話で市清掃事務所までご連絡ください。

②自ら、清掃工場、リサイクルプラザ等に持ち込む方法

処理施設に持ち込む前に必ず市清掃事務所までご連絡ください。

市清掃事務所 TEL：0178-27-4511

受付時間：平日9時～16時半

3 事業所から発生した災害廃棄物の処理について

事業所から発生した災害廃棄物のうち、市が処理対象とするものは、以下の方法のいずれかで処分できます。

災害ごみも
可燃物と不燃物に
きちんと分別！

①収集運搬事業者の有償で運搬を委託する方法

②自ら、清掃工場、リサイクルプラザ等に持ち込む方法

災害廃棄物の持ち込みにあたっては、その種類や発生量を確認する必要がありますので、処理施設に持ち込む前に必ず下記の処理施設までご連絡ください。

可燃物の連絡先 八戸清掃工場 TEL：0178-27-1351

不燃物の連絡先 八戸リサイクルプラザ TEL：0178-70-2396

家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)と

コンクリート殻の連絡先 市清掃事務所 TEL：0178-27-4511

受付時間：平日9時～16時半（上記の施設共通）

注意事項

- 事業所から発生した廃棄物は、家庭ごみの集積所に出せません。
- 災害廃棄物と通常の事業活動で生じる廃棄物の混載はしないでください。
- 廃棄物の内容を確認できる車両（トラックなど）による持ち込みをお願いします。
- 搬入時、受付で被害届出証明書の写しを確認します。収集運搬事業者へ委託する場合は、当該事業者にあらかじめ被害届出証明書の写しを渡しておいてくだ

〔なお、今後多量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、収集や処分方法など、適宜、運用を見直す場合がありますのでご了承ください。〕